館林地区消防組合職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２６日

館林地区消防組合
管理者　多　田　善　宏

館林地区消防組合規則第 10 号

館林地区消防組合職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の地域手当の支給に関する規則（平成 19 年館林地区消防組合規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条を削る。

第６条を第５条とする。

別表（第２条関係）を次のように改める。

別表（第２条関係）

支給割合	支給地域	級地
100 分の４	群馬県のうち 前橋市、高崎市、太田市	５級地

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和７年４月１日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。